



(仮訳)

すべての人にディーセント・ワークを通じたアジア太平洋の包摂的で持続可能な発展

ILO第 15 回アジア太平洋地域会議 結論

2011 年 12 月 4－7 日、京都

1. 我々は、東日本大震災とその結果の甚大な人的損失から立ち直りつつある日本国民の勇気と回復力に対して、心より敬意を表する。
2. 我々は、国家的な悲劇の直後に温かい歓迎を表明され、本会議に素晴らしい組織体制を発揮してくださった日本国政府および社会的パートナーに対して感謝申し上げるとともに、ここ京都に集まることによって、日本国民、特に被災地の人々への連帯の念を表明する。
3. 我々は、同地域会議中、特に雇用政策に焦点をあてた災害対応に関する重要な教訓を得る機会となった日本政府による特別セッションの開催に謝意を表する。
4. 我々は、同会議の開会式において野田総理大臣の演説を賜った榮譽に感謝の意を表する。
5. 我々は、事務局長が「ディーセント・ワークを伴う持続可能な未来の構築」と題する報告書、および同地域のより最近の動きに関する情報を提供し、社会正義を伴う新しいより効率的な成長パターンへの前進について論ずる追加報告書を用意されたことを感謝する。
6. 我々は、ファン・ソマビア ILO 事務局長がその任期において最後のアジア太平洋会議に出席され、同地域の発展に対するゆるぎない支援と世界中でディーセント・ワークの実現に向けた取組みの進展に多大なる貢献をされたことに敬意を表する。

I. 2006 年の地域会議以来の実績を振り返る

7. 2006 年、釜山で開催された前回のアジア太平洋地域会議において「アジア太平洋におけるディーセント・ワークの 10 年」のための計画を発足させて以来、5 年が経過した。我々は釜山での公約について、その進展状況を確認し、重要な成果を認めると同時に、すべて

の人にディーセント・ワークを実現する目標に向け、新旧含め、多くの課題が横たわっていることを認識した。

8. 我々は、ディーセント・ワークを国の開発戦略の中心的な目標に据え、ジェンダー平等を促進するためのガバナンスの枠組みを強化することを含め、労働市場のガバナンスを向上させてきた。2006年8月以降、アジア太平洋地域の加盟国によって68の条約が批准された。しかしながら、当該地域のILO中核的条約の批准および履行数は、他地域と比較して依然として低い。移民労働者は、同地域の労働者の中で最も脆弱な者のままではあるものの、彼らの権利に関する意識と行動は、今日、向上している。社会的保護制度、児童労働の撲滅、若い男女の技能向上に対する投資は増大した。2007年に2つだったディーセント・ワーク国別プログラム(DWCPs)は、太平洋地域の6つを含め、現在20のプログラムが実施中であり、別の21のプログラムが活動計画中である。これらのプログラムでは、雇用政策、職業訓練制度、社会的パートナーの能力強化、労働安全衛生および児童労働の撲滅などの活動を取り扱っている。

9. 釜山会議以来の5年間に、同地域では多くの大規模な自然災害—洪水、地震、津波、サイクロン、台風など—も被ってきた。最近日本で確認されたように、災害の予防と対応策において、雇用・社会政策はその重要な部分であり、同地域におけるILOの協力の中で、その重要性は高まっている。

大きな課題に直面するダイナミックな地域

10. アジア太平洋地域は、世界で最もダイナミックな地域である。同地域における多くの国々の急速な経済成長は、家計収入を増大させ、数億人にのぼる人々を極度の貧困から脱却させた。

11. しかし、急激な成長にも関わらず、多数のワーキング・プアーと巨大なインフォーマル経済を減少させるのに十分なディーセント・ワークは創出できていない。

12. 一世代のうちに、アジア太平洋地域は飛躍的な経済進歩を遂げた。同地域は、国際的な市場での競争がもたらす、あらゆる機会と挑戦とともに、一段とグローバル経済に統合されつつある。

13. 世界規模の経済と仕事の危機を経て、同地域は素早く立ち直った。しかし、現在、世界の他地域における新たな金融の混乱が、同地域の経済的・社会的発展を再び脅かしている。

14. 危機以前でさえ、急速な経済成長は、多くの国の経済で不均衡な広がりを見せ、所得と富の不平等は拡大した。何億人もの人々が最下層の貧困から脱出した一方、同地域は、依然として世界のワーキング・プアーの73%を占めている。また、多くの国々が、自然災害および人的要因による衝撃に対して脆弱である。社会的保護制度については、最近、重要な進展があるものの、大多数の人々に効果的に適用されるには至っていない。

15. 我々は、極めて多様性に富んだ地域であり、この点を考慮して、発展に協力していくことが、我々の将来にとって不可欠である。

ディーセント・ワークの要望に応える

16. 同地域は世界で最も人口が多く、労働力が急速に増大しており、段階的にインフォーマル経済の規模を縮小し、ディーセントな仕事の創出を奨励することにより、その巨大な潜在的生産力を拡大し、貧困を撲滅するために活用しなければならない。

17. ジェンダー平等によってもたらされる社会的・経済的恩恵を獲得する上で、ジェンダーの不平等、特に仕事の世界における女性の不均等な待遇と機会は、依然として現代社会の主要な問題であり、優先課題として取り組まなければならない。

18. 国内の地方から都市部へ、そして国境を越えて移動する移民労働者は、同地域の繁栄に寄与しているが、搾取や差別的処遇において最も脆弱な立場に置かれている。

19. アジア太平洋地域には家事労働に従事する（世界で）最多数の労働者が存在する。彼らが社会の経済的な機能に果たす役割の重要性にも関わらず、家内労働者、特に移民労働者は、とりわけ劣悪な労働条件と人権の侵害にさらされている。

20. 若い男女の多数が、ディーセントな生活への機会に不可欠なディーセントな仕事を見つけることができないでいる。それでいながら、同地域の数千万人もの学校に通うべき少女少女たちが働いている。

21. 域内のいくつかの国々は、人口の高齢化と減少する生産年齢人口の問題に直面している。

22. 我々はまた、往々にして壊れやすい自然環境に対して、経済開発が及ぼす影響についての認識を強めている。気候変動の影響と経済のグリーン化に地域全体で取り組む努力には、ディーセント・ワークへの機会を増加させる多大な潜在的可能性がある。

23. ビジネスが、労働者と共に、持続可能な経済および社会環境を活用して事業を展開することができれば、この地域が必要とするディーセント・ワークの機会が創出されるであろう。

改革と持続的な進展のための対話と協力

24. アラブ諸国における最近の動きは、社会的排除、ディーセントな仕事の欠如、基本的権利の否定がもたらす結末を端的に示している。社会正義、尊厳、ディーセントな仕事、基本的権利の尊重、経済的排除に終止符を打つことへの広範な要求は、ディーセント・ワークの実現に向けた取組みの重要性を強調している。

25. 国際労働基準は、国と市民が社会的・経済的・政治的により一層包摂的になることを支援する上で重要である。社会対話は、紛争を解決するのみならず、持続可能な企業の育成、ディーセント・ワークの機会の拡大、社会的保護制度の構築、労働者の権利を守る雇用環境の整備を前進させるために合意された方法で協力する上で重要である。

26. 我々は、労働における基本的原則と権利の尊重はもとより、中核的労働基準の批准と実施の促進を強化していく。

27. 社会対話と労使の協力は、ILO の構成員のニーズを満たし、国家、地域、そして世界的な行動を通じて、「アジア太平洋におけるディーセント・ワークの 10 年」という目標を達成する新たな原動力に向けた合言葉である。ディーセント・ワーク国別計画は、政労使の三者構成員の優先順位付け、関与、主導権を適切に反映すべきである。我々は、ディーセント・ワークの実現に向けた取組みの 4 つの戦略目標に基づき、国情の違いに合った一連の具体的かつ实际的措置を通じて、地域を横断してディーセント・ワーク国別計画の拡大と実行の加速に取り組む決意である。

28. アジア太平洋地域の政府、使用者と労働者は、第 14 回アジア太平洋地域会議において発議された「アジア太平洋におけるディーセント・ワークの 10 年」への取組みを再確認するものである。

29. これらの結論事項は、前回の会議以来の進展を考慮した上で、2015 年までの「アジア太平洋におけるディーセント・ワークの 10 年」の更なる実施を目指すものである。

II. 「アジア太平洋におけるディーセント・ワークの 10 年」のための国内政策優先課題

30. 2006 年の「アジア太平洋におけるディーセント・ワークの 10 年」を基礎として、2015 年までの期間に向けた以下の政策優先課題は、同地域の多様な国々が共有するものである。その適用の仕方は、国情によって異なるかもしれない。社会対話は、政策設計および実施の質と実効性を確保する上で鍵となるものである。これらの政策分野を横断するジェンダー平等の促進もまた不可欠である。

a. 経済、雇用および社会政策

31. ディーセント・ワークおよび完全雇用が、強靱かつ持続可能で均衡のとれた成長と包摂的な開発に向けた政策の中心に据えられるように働きかける。

32. 公平で仕事を豊かに生む戦略を促進するために、ILO のグローバル・ジョブズ・パクトに基づく政策パッケージを設計する。

- 33. ディーセント・ワークの機会の増加、所得向上、生活・労働条件の改善の礎として、経済全体の生産性向上を推進する。
- 34. ILO 基準を基礎とする団体交渉および最低賃金制度の発展を促進する。
- 35. 貧困および所得と富における広範な不平等を低減する。
- 36. 各国の実情に応じた、効果的な「社会的保護の床」を構築する。
- 37. 整合性のある政策の必要性を認識し、経済・雇用・社会政策の設計および実施に関する国内のハイレベル討議への ILO の政労使構成員の参加を支援する。
- 38. ディーセント・ワークと完全雇用を国際的にも地域的にも調整されたマクロ経済政策の重要な目標とすることを支援するために、関連する国際機関および地域機関を奨励する。

b. 持続可能な企業、生産的な雇用、技能開発

- 39. 我々の地域に必要なディーンセント・ワークの機会を創出するために重要な持続可能な企業のための環境づくりを改善する。
- 40. 労働および環境基準を維持する規定を含む、よく設計された透明で、説明可能な、かつよく周知された、ビジネスのための規制環境を促進する。
- 41. ILO の多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言の活用を促進する。
- 42. 若い男女を含む起業家精神を促進する。
- 43. 協同組合を含む良質の公共サービスおよび社会的経済を促進する。
- 44. ディーセント・ワークに合致する農村および農業の発展を後押しする。
- 45. 根拠に基づく政策策定に資するよう、男女別に集計された情報を含む労働市場統計を作成し、(データを) 収集し、分析する能力を形成する。
- 46. 雇用サービス組織を強化する。
- 47. 例えばディーンセント・ワークの創出と両立する公的雇用保障制度のように、必要に応じて、雇用集約的な投資を強化する。
- 48. 若い男女が持続可能な雇用やディーンセント・ワークを享受できる機会の創出という課題に取り組む施策を実施する。
- 49. 労働力、特に若者に対し、ディーンセント・ワークや生産的な雇用に必要なとされる技能

を身につけさせる。

50. インフォーマル経済における労働者や企業を主流たる経済に移行し、所得や労働条件を改善することに資する統合された戦略に焦点を当てることを継続する。

51. 経済的・社会的な持続可能性を維持しつつ、より環境に配慮した緑の成長とグリーン・ジョブを促進する。

52. 労働安全衛生を改善する。

53. 救援活動や復興における雇用および社会的側面に特に焦点を当てた災害への準備と対応能力を改善する。

c. 労働における権利と社会対話

54. 中核的労働基準およびILOのガバナンスに関する条約¹を批准および履行する努力を強化する。

55. 生産的な社会対話を可能にするメカニズムとして、結社の自由および団体交渉の尊重を強化する。

56. 紛争の予防および解決のための社会対話の制度および手続きを支持し、必要に応じて構築する。

57. 社会対話および団体交渉に係る労使団体の能力を向上させる。

58. 社会対話を十分に活用し、低炭素経済への移行に伴う変化を含む労働市場の変化を予測し、これに対処する。

59. 労働安全衛生、最低賃金、その他の労働条件を含む法律の履行を確実にするために必須の制度として、労働監督を支持する。

60. 募集・採用慣行を改善し、移民の権利を保護するために、送出国・受入国間の対話および二国間協定を含む、労働移動に関する技術支援および協力を拡大する。また、移民に関するILOの文書ならびに家事労働者条約（第189号、2011年）および付属の家事労働者勧告（第201号、2011年）を促進する。

¹ 労働監督条約（第81号、1947年）、雇用政策条約（第122号、1964年）、労働監督（農業）条約（第129号、1969年）、三者の間の協議（国際労働基準）条約（第144号、1976年）

61. 障害をもつ人々、児童労働に従事する少年少女、人身取引や強制労働の犠牲者、HIV/エイズ感染者、原住民、基本的権利が否定されている職場で働く労働者など、脆弱な労働者のニーズに対処するための取組みを強化する。

d. **ILO の活動**

62. 2016 年に向けた政策の優先順位に関する本会議における特定を考慮し、事務局は、

- a. 構成員を支援する作業計画を見直す。
- b. 完全かつ生産的な雇用と「すべての人にディーセント・ワークを」を促進するために、社会的パートナーの全面的な関与のもと、アジア開発銀行やアジア太平洋における国際連合を含む地域・国際機関との協働を強化する。
- c. 上記にて特定された優先事項に係る行動を促進するため、政策の整合性を促進し、共同研究を企図するべく、関連する国内機関や地域機関との協働の努力を発展させる。
- d. 上記の優先事項やイニシアティブ、および第 14 回アジア地域会議での決定事項の実施について、その進展を監視し、助言を与え、報告を行う。
- e. 第 16 回アジア太平洋地域会議での討議に資するよう、ディーセント・ワークを実現するための上記の優先事項やイニシアティブの実効性を評価する。

63. さらに、我々は、ILO 理事会が、ILO 事務局に対し「アジア太平洋におけるディーセント・ワークの 10 年」における政労使構成員の努力を、適切かつ要請に即して支援するよう指示することを求める。